一般社団法人愛生会

一般事業主行動計画

一般社団法人愛生会では、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、「女性活躍推進法」および「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次のように行動計画を策定する。

- 1.計画期間 令和3年 4月 1日 から 令和6年 3月31日までの 3年間
- 2.内容

< 目標 >

- 1 時間外労働の合計時間数の平均が各月40時間未満。
- 2 有給休暇取得が年間5日以上。
- 3 役職(主任・係長以上)に占める女性労働者の割合が5割以上。
- 4 派遣職員の当法人職員(常勤または非常勤)への積極的な転換。

< 取組内容 >

令和3年4月~・定期的に有給休暇取得状況を各所属管理者に発行し、有給休暇取得の促進 を図る。

- ・利用可能な両立支援制度(育児休暇、介護休暇、子の看護休暇制度等) をイントラネット、通報を通じて労働者、管理職に周知する。